

長野県林業公社 J-クレジット一般競争入札実施要領

令和7年11月21日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県林業公社（以下「公社」という。）が、長野県林業公社ゼロカーボン達成に向けた森林管理プロジェクトで取得したJ-クレジット（以下「公社J-クレジット」という。）を、行政機関、事業者、団体等に一般競争入札で販売することに関して必要な事項を定める。

(入札の執行)

第2条 入札を執行する場合は、募集要項（様式1）に必要な事項を記載の上、入札心得（様式2）、長野県林業公社J-クレジット売買契約書（様式3）及び参考資料を添付により決定する。

(入札参加資格)

第3条 入札参加者に必要な資格は、次のいずれにも該当する法人とし、公告日から契約締結日までの間、次の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- (3) 各種法令に違反している事業者、団体等でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員が実質的に経営を支配する事業者、団体等でないこと。
- (5) 不利益処分在先立つ行政指導に対し、法令違反を是正する意思が認められない事業者、団体等でないこと。
- (6) 営業停止その他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分を受けている事業者、団体等でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者、団体等でないこと。
- (8) その他本入札の適正な実施に支障をきたすおそれのある事業者、団体等でないこと。
- (9) 次の要件のいずれかに該当すること
 - ① J-クレジット制度において認められた用途（温対法の調整後排出量報告及び調整後排出係数の報告並びにカーボン・オフセット等）に利用する者
 - ② 公社J-クレジットを購入し、当該クレジットを最終的に利用する者に転売する者

(入札参加資格審査申請書等の受理)

第4条 入札参加希望者は、所定の期日までに、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）（様式4）、誓約書（様式5）及び登記事項証明書（現在事項証明書）を提出するものとする。
なお、申請は事業者ごとに1者とし、複数の申請書提出は認めない。

- 2 申請書に記載する入札参加希望者は、登記事項証明書（現在事項証明書）に記載されている本店に関して記入するものとする。
- 3 申請書等が提出された場合は、その者の入札参加資格の有無を審査し、審査結果を速やかに電子メールにて通知（様式6）する。
- 4 申請書の提出がない者、前項の規定による通知を受けた者及び申請書（添付書類を含む）に虚偽の記載もしくは重大な誤りが判明した者のした入札は、無効とする。

（入札実施方法）

第5条 入札実施にあたり、次の各号について定めるものとする。

- (1) 入札番号
 - (2) 入札受付期間
 - (3) 質問受付期間
 - (4) 販売量
 - (5) 公社 J-クレジット 1 トン (t-CO2) あたりの最低販売単価（非公表）
 - (6) 入札書の提出方法
- 2 入札の募集は、入札参加資格審査申請受付開始日までに公社ホームページで公表するものとする。
 - 3 入札執行者は、募集要項において指定した日時及び場所で開札を行うものとし、公開は行わない。

（入札書の提出）

第6条 入札参加者は、入札受付期間の間に、次に掲げる事項を記載した入札書（様式7）及び購入計画書（様式8）を公社に提出しなければならない。

なお、入札書の作成においては、当該入札に係る販売量全てを購入するものとする。

また、入札書の提出は、入札番号ごとに事業者1枚とし、複数の入札書提出は認めない。

- (1) 入札番号
 - (2) 購入量（公社が当該入札で販売する J-クレジットの数量全部）
 - (3) 公社 J-クレジット 1 トン (t-CO2) あたりの購入単価
 - (4) 購入代金（税抜き、税込み）（公社が当該入札で販売する全部数量に単価を乗じた金額）
 - (5) その他公社が必要と定める事項
- 2 入札書に記載する入札者は、登記事項証明書（現在事項証明書）に記載されている本店に関して記入するものとし、代表者印あるいは公社 J-クレジット販売契約権限者の役職印を押印する。
 - 3 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載の上、入札書及び入札者情報連絡票を入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、その封筒に「長野県林業公社 J-クレジット販売入札書」を表記するとともに「自己の氏名」及び「入札番号」を記載し、入札受付期間中に郵送（一般書留又は簡易書留）により提出するものとし、入札受付期限当日消印有効とする。
 - 4 前項に基づき提出された入札書は、提出後に変更する事が出来ない。

(入札保証金)

第7条 入札保証金は免除する。ただし、次に該当する場合は入札保証金を納付しなければならない。

ア 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

イ そのほか公社が納付を必要と判断した入札参加者

- 2 入札保証金は、所定の期日までに、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を公社が指定する口座へ納付しなければならない。また振込手数料は入札参加者が負担する。
- 3 落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しない。落札者以外の入札参加者の入札保証金は、還付請求書に基づき、入札参加者の指定する口座へ還付する。
- 4 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができない。
- 5 還付する金額は、納入した入札保証金から公社が還付する際に発生する振込手数料を引いた額とする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかにかが一応する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印（入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの）のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- (8) 入札書に記載された購入量や金額に誤りがある入札書

(落札者の決定)

第9条 開札の結果、最も高額な購入単価を提示した者を落札者と決定し、開札日の翌日から起算して7日以内に入札者に結果を通知（様式第8号）する。

- 2 入札額が同額の場合はくじにより落札者を決定するものとし、くじの方法は、入札参加者が入札書に任意に記載するくじ番号（3桁）と、企業名称の五十音順（昇順）に並べた付番を使用して以下の手順で行うものとする。
 - (1) くじ対象者を企業名称の五十音順（昇順）に並べ、0から順に付番する。
 - (2) くじ対象者のくじ番号を全て加算する。
 - (3) (2)の加算数字をくじ対象者の数で割る。
 - (4) (3)の余りの数値と(1)で付番した数値が一致する者を落札者とする。

(契約)

第10条 前条の定めに従い、落札者が決定したときは、以下の事項を記載した長野県林業公社J-クレジット売買契約書（以下「売買契約書」という。）（様式3）を作成し、落札者と売買契約を締結する。

- (1) 入札番号
- (2) 公社 J-クレジット認証番号
- (3) 販売量
- (4) 販売代金
- (5) 販売代金の支払期日
- (6) その他公社が必要と定める事項

(販売代金の支払)

第 11 条 落札者は、公社が発行する請求書（様式 8）に基づき当該通知書の通知日の翌日から起算して 20 日以内に、販売代金の全額を一括して支払わなければならない。

2 落札者がその期限までに販売代金の全額を支払わなかった場合には、開札日の翌日から翌年 1 年の間、公社が実施する入札への参加を停止する。

(公社 J-クレジットの移転等)

第 12 条 公社は、落札者との売買契約の締結（返送まで）が完了し、かつ販売代金全額の入金を確認後、売買契約書に記載した購入量の公社 J-クレジットを落札者の J-クレジット保有口座に移転する。

2 落札者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、公社が公社 J-クレジットの無効化を行うものとする。

(証明書の発行)

第 13 条 公社は、落札者に対し、公社 J-クレジットを購入したことを証するための証明書（様式第 10 号）を発行する。また、希望する者には、あわせて木製証明書を発行する。

(裁判管轄)

第 14 条 この要綱に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、長野県長野市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 15 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(公表)

第 16 条 契約締結がなされた場合は、すみやかにホームページにて契約者を公表する。なお、契約金額、予定価格は公表しない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 21 日から施行する。